精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画

子どもと家庭、地域はひとつ!にここ子育て、すくすく精華













平成27年3月 精 華 町

計画の策定にあたって



精華町長 木 村 要

精華町では、町民すべてが力を合わせて子どもの健全な成長を支えていくため、昭和 43 年に『こどもを守る町』宣言を行いました。この宣言の趣旨を踏まえ、「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを町の基本理念とし、子ども・子育て支援施策を展開してきたところです。

このたび、平成27年度からの5年間を計画期間とする「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画は、本町の子ども・子育て支援の基本計画である「精華町児童育成計画」の改定と併せ、4月から全国でスタートする子ども・子育て支援新制度のもと、本町における子どもや子育て家庭の状況を改めて把握したうえで、総合的に支援施策を実施していくために策定したものです。

近年、時代の流れとともに、急速な少子化や家族構成の変容など、子ども・子育てを取り巻く家庭や地域の環境が、大きく変化しています。その中で、社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、町全体で取り組むべき大変重要な課題です。今後、この計画に基づき、子どもがすくすくと成長し、町民の皆さまが安心して子育てできるまちづくりを進めて参ります。

おわりに、本計画の策定にあたり、調査等にご協力いただき、貴重なご意見等をいただきました町民の皆さまをはじめ、計画内容の検討にご参画いただきました精華町子ども・子育て会議の委員の皆さまに、心から御礼を申し上げますとともに、引き続き、皆さまの一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

目 次

【精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画】

| ■はじめに | <u>1</u> |
|------------------------------|-----------|
| ■精華町が考える、子ども・子育ての姿 | <u>2</u> |
| ■計画の課題 | <u>3</u> |
| ■計画の目標 | <u>6</u> |
| ■精華町の取り組み | |
| ロ「子ども」を応援する施策 | |
| ロ「子育て」を応援する施策 | |
| 口「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援する施策 | |
| ■教育・保育提供区域における事業実施計画 | <u>23</u> |
| 口 事業実施計画における基本事項 | 2 |
| □ 教育・保育提供区域における「ニーズ量の見込み」と「確 | 保方策」 2 |
| ■計画を進めるために | <u>31</u> |
| 【精華町放課後子ども総合プランに係る行動計画】 | |
| ■行動計画 | <i>35</i> |
| | |

口資料編

はじめに

■ 計画の位置づけ

- この計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたります。「子どもの権利条約」や「子ども・子育てビジョン」などに基づいて、子どもと子育てを地域社会全体で支える「子育て支援社会」を精華町で実現していくために策定したものです。
- 〇 「精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画(平成 22 年 3 月 策定)」の計画期間終了に伴い、次世代育成支援行動計画に係る内容の見直し、 児童育成計画に係る内容の再編と時点更新も併せて行うものです。
- まちづくりの児童育成部門の計画にあたり、関連する諸計画と連携を図りながら、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、社会の一員として子どもの人権が尊重されるべきことを前提として、有効な子ども・子育て支援の施策展開を図ります。

ノーマライゼーション: 障がいのある人や高齢の人など、社会的に不利を負いやすい人びとを当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人びとと同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

関連計画等: 「精華町第5次総合計画」「精華町第2次保育所づくり構想」「精華町健康増進計画」「精華町第2次障害者基本計画」「第2次精華町地域福祉計画」「精華町人権教育・啓発推進計画」「第2次精華町食育推進基本方針」「精華町子どもの読書活動推進計画」(平成27年3月時点の既定計画)

○ この計画には、母子保健に係る国の指針「健やか親子 21」、母子及び父子並び に寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子ども・若者育成支援 推進法に基づく「子ども・若者計画」の内容を含みます。

■ 計画の期間

- 2015 (平成 27) 年度 から
- 2019 (平成31) 年度 まで

■ 計画の対象

■ 0 歳~18 歳未満の子ども

(子ども・若者に係る施策の対象は30歳未満とし、雇用など特定の施策については40歳未満を含む。)

- 子どものいる家庭
- 子どもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体

精華町が考える、子ども・子育ての姿

子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ子育て、すくすく精華

精華町は、子どもの健全な成長のために町民の すべてが力をあわせることを『こどもを守る町』宣言 (昭和43年制定)として掲げ、まちづくりを進めて きています。

その精神を正しく受け継いで「子どもと子育てを 地域社会全体で見守り、支援する」ことを精華町の 子ども・子育てを応援する上での基本理念とし、 これを「子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ 子育て、すくすく精華」 のキャッチフレーズで示し ます。

計画の課題

1

私たちの手で、「子育て家庭相互の支えあい」や「地域ぐるみの子育て」の力が強い精華町としていくことが大切となっています。

- 私たちは、昔から家族と地域の支えのもとで「家庭」での子育てをしてきていますが、全国 的な傾向として、子育て世帯がその親の世帯といっしょに住まなくなったり、1 世帯が生み 育てる子どもの数が少なくなったり、ライフスタイルが多様化したり、また、社会全体で高 齢化が進んだりすることで、家庭や家族のようすが変わってきました。
- その結果、「子どもを育てる」ということを、家庭だけで行うことがどうしても難しくなってきており、近所での子どもへの自然なあいさつや声かけがみられなくなるなど、「地域のつながり」や「地域全体で子どもと子育てを見守る力」も弱まってきています。
- 子どもの貧困、児童虐待、いじめ問題の深刻化、不登校や引きこもりの増加、子どもの学力・体力の低下、フリーターやニートあるいは若年失業者の増加、子どもが被害者・加害者となる事件の増加など、今日の子どもと子育てに関係する様々な社会問題も、こうした変化と少なからず結びついていると考えられます。

児童虐待 (child abuse) : 「abuse」は不適切な扱い、誤った扱いを意味する。全国で相次ぐ児童への虐待行為に対処すべく、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行。保護者による児童への暴力を指す。暴力行為は主に、身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト(保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為)などに区分される。

○ 精華町では、結婚を機に転入し子育てをする人が多く、妊娠時に「地域に知っている人がほとんどいない」という状況の人もいるため、さらに「地域ぐるみの子育て」の力を高めていくことが求められています。

2

「孤立しない・行き詰まらない子育て」のため、すべての子育て家庭に地域社会との関わりあいをつくっていくことが求められます。

- 計画課題の1と関連して、幼稚園や保育所を利用せずに子どもを育てている家庭、特に、転入してきて家族や友人とのつきあいがあまりない家庭などでは、主に母親が子育てを抱え込んで孤立し、行き詰まりやすくなります。これは、「育児うつ」や児童虐待などを招きかねない状況です。
- 取り返しのつかない事態を起こさないためにも、子育て家庭が「誰かとどこかでつながっている」と感じられることが大切であり、妊娠から出産、子育て期までの一貫した支援、また、一歩踏み込んだ働きかけを行うことが大切です。そのため、町内のどの子育て家庭も、子育ての悩みを打ち明けたり、子育てから離れてリフレッシュしたり、子育て仲間と交流したりできる時間をもてるようにしていくことが求められます。

男性も女性も喜びをもって子育てできる、すべての子どもが自分らしく育つことができる地域社会にしていく必要があります。

- 誰もが「家庭生活」「地域生活」「仕事」のバランスのとれた人生を自分の意思で選びとる ことができる社会づくりを進めていく必要があります。子育てについては、男女問わず積極 的に関わって、たくさんの喜びを感じていけるように、地域社会全体で応援していくことが 求められます。
- また、子どもに対して、「女の子だから」「男の子だから」と性別の社会的な立場・役割を押し付けることなく、子どもが「自分らしい生き方」を「当たり前に」「自分の意思で選びとって」いける地域社会としていかなくてはいけません。
- 特に、思春期における性と生命の大切さについての理解や、DV などの身近な暴力に関する知識の普及と意識の啓発が求められます。

4 「子育てで頼りになる精華町」として、情報受発信・医療・相談の体制を充実させていくことが求められています。

- 「様々な子育て関連情報が簡単に手に入れられる」ことが望まれており、様々な情報のネットワーク化を進めて自由に利用できるようにしていく必要があります。
- 特に、「子どもが夜間に高熱を出した」などの緊急時に、保護者はどのように行動すればよいのかといった情報については、「いつでも」「すぐに手に入れられる」ことが引き続き求められています。
- これらの情報は、転入世帯が多いという町の特性も踏まえて、町内外から広く利用できるようにしていくことが望まれます。
- また、救急・夜間を含めた小児科医療の体制があること、子育てに関して日常的なことから 専門的なことまで気軽に相談できることは、精華町での「子育ての安心」に深く結びついて おり、こうした体制の充実を図っていく必要があります。

多様な保育ニーズ、一人ひとりの子どものニーズに柔軟に対応できる ように、保育サービス等を充実させていくことが求められています。

- 一時預かりや託児など不定期の預かり、土曜日・休日や学校長期休業中などの保育、病児・ 病後児の保育、地域型保育、放課後児童の預かり、障がいのある子どもへの対応など、保護 者の就労と育児の両立を柔軟な対応で支援する保育サービスを中心に、子ども・子育て支援 新制度のもとで、その充実が求められています。
- また、保護者と保育士・保護者相互の交流の充実、子どもに関わる施設でのアレルギーがある児童への対応強化など、子ども一人ひとりのニーズに丁寧に対応していくことが求められています。

子どもがのびのびと遊べる安全な公園や、親・子などが気軽につどい 交流できる場所が身近に求められています。

- 子どもがのびのびと遊ぶことができ、保護者が安心して子どもを遊ばせておける公園や広場などが身近に求められています。
- 親・子などが気軽に交流できるサロン、天候に左右されず雨天等にも利用できる屋内の遊び 場などが望まれています。
- 子どもが使う施設や学校、子どもがよく通る道路などについて、交通安全の確保や防犯の対策が求められています。

計画の目標

課題を踏まえて、「*子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ子育て、すくすく精華」*の理念のもと、この計画の目標として以下の3つのまちの姿を設定します。

目標1

子どもがたくましく伸びやかに育っていけるまち

様々な生活体験を通じて、子どもが自らの心と体を伸び伸びと自然に成長させていけるような、「子ども」を応援するまちを目指します。

目標2

安心して子どもを生み育てていけるまち

母子保健や保育サービスの充実などにより、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指します。

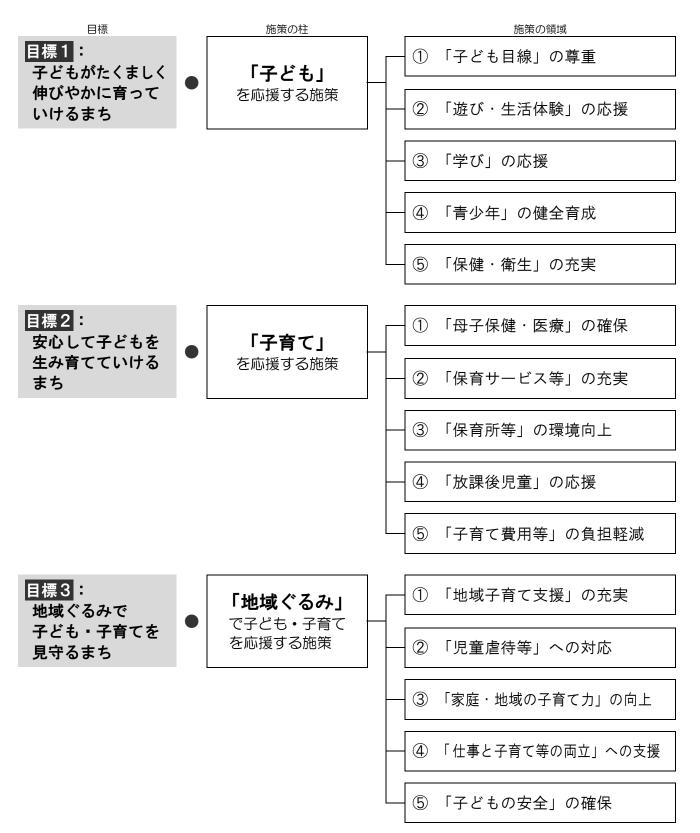
目標3

地域ぐるみで子ども・子育てを見守るまち

「こどもを守る町」宣言を行っている精華町として、地域ぐるみで、 子どもの人権を尊重し子どもを守り育てることの責務を担い、子育てを 見守るまちを目指します。

精華町の取り組み

各目標に対応し、以下の施策体系のもとで子ども・子育ての応援を図っていきます。



それぞれの施策の領域の目標



① 「子ども目線」の尊重

■ 子どもの人権が尊重され、子ども目線の まちづくりが行われている



② 「遊び・生活体験」の応援

■ 子どもが、地域での充実した生活体験を 得て、たくましく遊び、成長している



③ 「学び」の応援

■ 子どもの豊かな心と生きる力が育まれ、一人ひとりの個性が輝いている



4 「青少年」の健全育成

■ 子ども・若者が社会との関わりを自覚している。自分の能力や可能性を伸ばしている。



⑤ 「保健・衛生」の充実

■ 学校・家庭や地域における衛生管理等が 適切に行われている

① 「子ども目線」の尊重

○ 子どもの人権を大切にし、その声に耳を傾けながら、子どもが地域社会の次の担い手として 元気いっぱい活躍できるよう、子ども目線を尊重したまちづくりを進めます。

| 施策 | 概要 |
|----------------------|--|
| 子どもの声を聞く まちづくりの推進 | 子ども議会の開催や様々なまちづくり活動への子どもの参画促進等、まちづくりの主体である子どもが活躍できる機会の拡充を図ります。 |
| 子どもにやさしい 施設整備の推進 | 子どもが利用する施設や、子どもといっしょに利用する公共公益 施設等について、子どもにやさしい環境づくりを進めます。 |

② 「遊び・生活体験」の応援

○ 子どもがその心と体を育てるかけがえのない時期に、発達段階に応じて遊ぶ、いのちや食の大切さにふれる、文化芸術に親しむ、スポーツを楽しむなどの貴重な生活体験が日常的に得られるよう努め、子ども自らによる"文化"がさらに紡がれ継承されるよう図ります。

| 施策 | 概要 |
|--------------------------|---|
| いのちにふれる機会の 充実 | 地域生活や学校生活のなかで、子どもに「親性」を育む取り組み |
| | として、小さな子どもとのふれあい等の、生命の大切さや尊さを |
| 76,7 | 実感できる機会を充実させます。 |
| | 「第2次精華町食育推進基本方針」に基づき、家庭と保育所・ |
| 食育の充実 | 学校・地域等の連携を強化し、地産地消の活動や学校給食などを |
| 長月の元矢 | 通じて、望ましい食習慣と食文化を子どもに伝える取り組みを充 |
| | 実させます。 |
| 文化・芸術・科学等に | 学校教育や社会教育を通じて、幼少期から、子どもが様々な |
| ふれる機会の拡充 | 文化・芸術・先端の科学技術などにふれる機会を拡充します。 |
| | 学校教育や社会教育における体育・スポーツ活動を推進するとと |
| │ │体育・スポーツ活動の充実 | キャスターで在去教育にありる体育・スポーク活動を推進すること もに、子ども会やスポーツクラブなど地域でのスポーツ活動の充 |
| 体育 スポーラ冶動の元夫 | きに、子とも云やスポークグラクなと地域とのスポーク活動の元皇 |
| | 「精華町子どもの読書活動推進計画」に基づき、図書館を中心と |
| 図書館を中心とした 子どもの読書活動の充実 | して、児童向け図書や読み聞かせなどの児童向けサービスを充実 |
| | させるとともに、学校図書館や地域との連携を進めます。 |
| | 地域の身近な遊び場としての児童遊園や広場等の適切な配置、 |
| 子どもの遊び場の確保 | 型山の活用、学校教育施設や各種公共施設の地域での活用促進な |
| | |
| | ど、多様な子どもの遊び場の確保に取り組みます。 |

③ 「学び」の応援

○ 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが自らの持つ無限の可能性を開花させていけるよう、まちと地域社会に適切な成長環境を整え、学校・家庭・地域が一体となって、自然観や社会観、豊かな心と生きる力を育みます。

| 施策 | 概要 |
|--------------------------|--|
| 就学前教育の充実 | すべての子どもがその年齢に応じた適切な教育を受けられるよう、教育環境を充実させるとともに、幼児期の教育から小学校以降の教育へと円滑な接続が図れるよう、保幼小の連携をさらに充実させます。 |
| 療育体系の充実 | 乳幼児期の療育相談から学校就学・卒業後までの支援が一貫した ものとなるよう、関係機関等と連携しながら支援体制を充実させ ます。 |
| 障がいのある児童生徒の 学びの充実 | 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。 |
| 障がいのある子どもの 多様な交流活動の実施 | 子どもの発達や育ちの多様性についての相互理解を深めるため、 様々な交流活動の機会を作ります。 |
| 総合的な学習や体験学習等 の充実 | 学校教育において地域の資源や人材の活用を図るとともに、自然 体験、ボランティア体験、学校間の交流活動の促進等、学びの機 会を充実させます。 |
| 「心の教育」の充実 | 子どもに豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させます。 |
| 教員の資質向上のための 研修の充実 | 教員の学習指導力向上に向け、教育課程、学習指導等の専門的な 指導や研修を充実させます。 |
| 学校·家庭·地域の連携に よる教育の支援 | 地域住民等の参画による教育支援活動を促進し、地域の教育力を向上させ、子どもの学びを応援します。 |

④ 「青少年」の健全育成

○ すべての子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の持つ能力や可能性を発揮できるよう、健やかな成長・発達を一人ひとりの状況に応じて総合的に支援します。

| 施策 | 概要 |
|--------------|-------------------------------|
| | 青少年が身近な地域において自由に集え、自主的な活動や |
| 青少年の居場所づくり | 異年齢、異世代との交流などができる青少年の居場所づくりにつ |
| | いて検討します。 |
| | 青少年健全育成協議会等による地域での青少年健全育成に係る |
| 地域における青少年の | 活動を支援するとともに、地域における将来のリーダー育成など |
| 活動の場づくり | に取り組みます。また、地域ぐるみで青少年の見守りを行い、非 |
| | 行防止に努めます。 |
| | 不登校及びその傾向にある児童生徒やその保護者を対象とした |
| 困難を有する子ども・若者 | 支援体制等を充実させます。また、社会生活からの孤立に伴う生 |
| やその家族への支援 | 活のしづらさのある子ども・若者への継続的な支援のあり方につ |
| | いて検討します。 |

⑤ 「保健・衛生」の充実

○ 子どもの心と体の健康を守るため、「相談できる学校づくり」などの取り組みを進めていきます。特に思春期の保健に関して、喫煙や飲酒、薬物乱用の予防、性教育について、子どもを対象として徹底して行っていくことが求められていることから、これらのいっそうの強化に取り組みます。

| 施策 | 概要 |
|---------------------|-------------------------------|
| | いじめや不登校など子どもや保護者の悩みを受け止め、心の健康 |
| | を守るために、スクールカウンセラーの配置等により、学校にお |
| 相談できる学校づくりの | ける相談・指導やカウンセリングの対応を充実させます。また、 |
| 推進 | いじめ防止基本方針に基づいて、町・学校・家庭・地域社会その |
| | 他の関係者が連携のもと、社会総がかりとなっていじめ問題の克 |
| | 服に向けて取り組みます。 |
| 子どもの年齢に応じた 保健の充実 | 喫煙、飲酒、薬物乱用やインターネット依存の防止等の健康教育 |
| | や、望まない妊娠、性感染症等の性教育を充実させるとともに、 |
| | 家庭への普及啓発にも努めます。 |
| | 保育所や学校における給食の徹底した衛生管理を行うとともに、 |
| 給食の安全管理の徹底 | 食物アレルギー等への適切な対応が確実にできるよう取り組み |
| | ます。 |



それぞれの施策の領域の目標



① 「母子保健・医療」の確保

■ 母子保健・医療等が整っていて、子育て 家庭に出産・育児への不安がない



② 「保育サービス等」の充実

■ 各種の保育サービスが充実しており、安心して働き、子育てができる



③ 「保育所等」の環境向上

■ 常に望ましい保育環境で、適切な保育 サービスを提供している



④ 「放課後児童」の応援

■ 魯小学校区に放課後児童の居場所・活動 プログラムがある



⑤ 「子育て費用等」の負担軽減

■ 子育ての経済的な負担を軽減する仕組み が適切に運用されている

①「母子保健・医療」の確保

○ 子どもと母親の心と体を守る取り組みを進めて、「母親になること」「子どもを育てること」 に伴う不安の軽減に取り組みます。

| 施策 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 切れ目のない母子保健 サービスの充実 | 妊娠から出産、子育て期までの支援が一貫したものとなるよう、 関係機関等と連携しながら、切れ目のない支援体制を充実させま す。 |
| 発達・発育相談の充実 | 発達が気になる子どもの保護者の不安を受け止め、子どものライフステージに応じた療育・相談支援を行うことにより、子ども一人ひとりの成長を保護者とともに見守っていきます。 |
| 「子ども医療」の充実 | 保健所や近隣市町村、保健・医療機関等との連携を強化し、現在 の小児科や救急・夜間医療の確保体制の維持に努めるとともに、 医療機関等に対する適切な情報提供を行います。 |

② 「保育サービス等」の充実

○ 「子どもを育てる」ことの責任を家庭や地域で確実に担い、保育ニーズに適切に応える保育 サービスや子育て中の保護者のリフレッシュの機会の提供を図っていきます。

| 施策 | 概要 |
|-------------------|---|
| 通常保育・延長保育等の 実施 | 町内の保育所において、保護者が平日・土曜日の日中に就労等の ため保育できない子どもを保育します。また、その前後に時間を 延長して保育を行います。 |
| 地域型保育事業の実施 | 多様な保育ニーズに応じるため、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の地域型保育事業を充実させます。 |
| 一時預かりの拡充 | 保護者の急病時の対応や育児疲れの解消等を目的とした一時預かりについて、利用ニーズの増加と多様化に対応するため、事業の拡充を促進します。 |
| 休日・夜間保育の実施 | 休日・夜間の保育ニーズを勘案し、広域的なサービスによる対応も視野に入れた実施を検討します。 |
| 産休明け保育への支援 | 産後休暇明けからの保育ニーズに対応できるよう、子育ての意義 と社会の仕組みの両面から、望ましい支援を検討し、実施します。 |
| 病児・病後児保育の実施 | 病児・病後児保育室において、病児・病後児保育を実施します。 |
| 子育て短期支援事業の 実施 | 町内の児童福祉施設において、平日の夜間や休日の保護者不在時 に、児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業、一週間以内 で児童を預かるショートステイ事業を実施します。 |
| 利用者支援事業の実施 | 教育・保育施設や地域の子育て支援に関する情報提供や子育てに 関する相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を 行う事業を実施します。 |

③ 「保育所等」の環境向上

○ 増加する保育需要に応えて、保育所の待機児童数ゼロを基本とするとともに、町内の保育環境・保育の質の確保と向上に努めます。

| 施策 | 概要 |
|--------------------------|--|
| 保育所施設・設備の計画的 な維持管理・更新 | 既存保育所について、改築等を含めた施設・設備の計画的な維持 管理・更新を図ります。 |
| 保育所運営の効率化の 推進 | 保育所運営の効率化を図り、ニーズに応じた柔軟な保育の提供が可能となるよう、検討します。 |
| 質の高い保育士の確保 | 保育士の研修の充実等により、技能向上に取り組みます。また、 国や府と連携し、保育士の資格取得や就職支援、職場環境や処遇 改善の促進等、保育士確保対策を進めます。 |
| 教育・保育の質の確保と 向上の支援 | 教育・保育施設が実施する自己評価、関係者評価、第三者評価等に関する必要な支援を行うことで、教育・保育の質の確保と向上を支援します。 |

④ 「放課後児童」の応援

○ 放課後や週末等において、子どもの健全育成を図るために、遊びや生活の場の確保・充実に 努めます。

| 施策 | 概要 |
|------------------------|--|
| 放課後子供教室の拡充 | 放課後子供教室を放課後等の子どもの安心・安全な居場所として確保するとともに、文化・スポーツ活動を通じた地域住民との交流の場として拡充します。 |
| 放課後児童クラブの充実 | 放課後児童クラブの運営や運営補助を行います。放課後児童クラブの運営基準を定め、事業の質の確保と向上に取り組みます。 |
| 障がいのある子どもの 放課後支援の充実 | すべての子どもへの合理的配慮のもと、子どもたちが放課後に遊びや生活の場が得られるような環境を整備するとともに、係る支援の量と質の確保に努めます。 |

合理的配慮: 障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的な制度や慣行を取り除くために、それに伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の状況に応じて行われる配慮のこと。「障害者の権利に関する条約」において定義されており、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年)においても、合理的配慮を行わないことが禁止されている。

⑤ 「子育て費用等」の負担軽減

- 子育てに要する経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成などの適切な給付を行う とともに、一部について、国や府の助成を踏まえた町独自の給付を実施します。
- ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭に対して、生活実態を勘案し、適切な相談・ 支援を行います。

| 施策 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 妊娠・出産等に要する 経済負担の軽減 | 出産、不妊症や不育症の治療支援などについて、制度に基づく手 当の給付または助成を行います。 |
| 医療・保育・教育等に 要する経済負担の軽減 | 子どもの成長・発達に伴う経済負担について、制度に基づく手当等を給付するとともに、子どもの医療費助成を行います。 |
| ひとり親家庭等への支援 | 制度に基づく手当の支給や母子・父子家庭の医療費助成などと併せて、それぞれの家庭生活の実態を勘案しながら、適切な相談・支援を行います。 |
| 障がいのある子どもと その家族への支援の充実 | 制度に基づく手当等の支給を行うとともに、将来をともに描きながら行うケアマネジメント(障害児支援利用計画)のもとで、子どもと家族の自立生活を応援します。 |

「**地域ぐるみ**」 で子ども・子育てを応援する施策

それぞれの施策の領域の目標



① 「地域子育て支援」の充実

■ 魯地域での子育て支援体制があり、様々な交流活動が活発に展開されている



② 「児童虐待等」への対応

■ 関重虐待やDVを未然に防ぎ、あるいは、 早期に対応している



③ 「家庭・地域の子育て力」の向上

■ 家庭や地域の、子どもを教育する力が 高まっている



4) 「仕事と子育て等の両立」への支援

■ 書 子育てを応援する企業が増え、子育てと 仕事を両立できる環境が整っている



⑤ 「子どもの安全」の確保

■ 子どもに関わる施設とその周辺の安全が 確保され、防犯・防災対策が充実している

① 「地域子育て支援」の充実

- 子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利、また、子どもと家庭が置かれている 状況を、まち全体で再認識し尊重します。
- 精華町の子育て支援の中核支援施設の整備を進めるとともに、従来の地域子育て支援体制を 刷新・強化し、小地域ごと、また、まちぐるみの子育て支援・子育て交流活動を促進させま す。

| 施策 | 概要 |
|-----------------------------------|---|
| 子ども・子育てへの 住民理解の促進 | 子どもの人権についての啓発を進めるとともに、あらゆる立場の 人が子ども・子育て支援の重要性を理解し、それぞれの役割に応 じて子ども・子育て支援に関わるよう促します。 |
| 「子どもセンター(仮称)」 の整備と運営指針の策定 | 情報受発信・相談・サークル活動支援等の機能を備えた精華町の中核的な子育て支援施設を、ほうその保育所に併設・整備します。また、整備後の施設の有効活用に向け、運営指針を策定します。 |
| 地域の子育て支援拠点の 充実 | 子育て支援センター等の子育て支援拠点において、子育てに関する情報提供や相談対応を充実させ、親子のふれあいや子ども・親同士の交流の場を提供するとともに、子育て地域パートナーの養成と活動促進に取り組みます。 |
| 子育て交流活動の促進 | 育児サークル等の子育てに係る団体の活動支援を行うとともに、 活動団体間や多世代交流サロン等の様々な場での交流を促進し ます。 |
| ファミリー・サポート・ センター等の実施 | 子育て支援に関する既存のサービスの活用促進をはじめ、ファミリー・サポート・センター等、地域で気軽に子育て支援を受けられる仕組みの実施について検討します。 |
| 地域共生型サービスに よる子どもの保育・居場所 づくり | 小規模で家庭的な雰囲気の中、子ども・高齢者・障がいのある人 など、様々な人に開かれた地域の居場所づくりを検討します。 |

② 「児童虐待等」への対応

○ 児童虐待やDVは、子どもや被害者、さらには加害者までもが心と体に深い傷を残すという、 あってはならないことです。地域の連帯を強めることによって、未然に防ぐとともに早期の 適切な対応を充実させます。

| 施策 | 概要 | | |
|-----------------------------|---------------------------------|--|--|
| | 「なにが虐待か」「なにが DV か」という基本認識に関する内容 | | |
| 児童虐待・DV等に | をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応等について | | |
| ついての意識啓発の充実 | の意識啓発を、学校・幼稚園・保育所・医療関係機関・地域等と | | |
| | 連携して行います。 | | |
| | 民生委員・児童委員等が、専門職と連携して子育て家庭を訪問し、 | | |
| 子育て訪問相談の実施 | 地域の身近な相談相手として、子育てに関する不安の解消に努 | | |
| | め、児童虐待やDV等の予防につなげます。 | | |
| 虐待等経験者の出産・育児 | 虐待等の被害・加害を経験した人が、出産・子育てにおいて感じ | | |
| 作時時候報句の出産 月光 不安の解消支援 | る不安に対して、適切な相談やカウンセリングを提供できる体制 | | |
| 1、女切解用文版 | を確保し、虐待等の予防に努めます。 | | |
| | 精華町要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携 | | |
| 児童虐待・DV等の対策 | を図りながら、連絡・相談・対策のネットワークを強化するとと | | |
| ネットワークの強化 | もに、児童虐待・DV等に対応する職員の資質向上等により、対 | | |
| | 策の強化に取り組みます。 | | |
| | 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもに対して、 | | |
| 要配慮家庭の自立支援 | 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携したケアに努め | | |
| 女癿慮豕庭の日立又仮 | るとともに、家族が再び自立できるよう促し、長期的な支援に努 | | |
| | めます。 | | |

DV (domestic violence) : DV は、直訳的に「家庭内の暴力行為全般」を指して用いる場合もあるが、一般的には「配偶者またはパートナーからの暴力」を指す。暴力行為は主に、身体的・精神的・経済的・社会的・性的なものに区分される。2002年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行。児童虐待とあわせ、子どもを取り巻く家族病理として捉える。

③ 「家庭・地域の子育て力」の向上

- 家庭は、深い愛情の結びつきを前提とした日常生活の基礎単位として、人間関係の基本となる親子の絆を成立させていく場であり、教育の基盤となる場でもあります。このような家庭の力の向上を促します。
- 地域の子育て力を高めることにより、家庭と地域がともに子育てに関わるまちづくりを目指します。

| 施策 | 概要 |
|-----------------------|---|
| 家庭・地域の教育力の向上 | 家庭や地域の子どもに対する教育力の向上のため、子育て教室や 講演会、地域子育で講座などの子育で学習の機会や地域で学校教育を支援する体制を充実させます。 |
| 子ども・子育てを見守る 地域力づくり | 地域のすべての人が、子どもや子育て家庭に対して、日常的に あいさつや声かけができる地域を目指し、「地域全体で子育て」 を行う意識づくりを進めます。 |

④ 「仕事と子育て等の両立」への支援

○ ワーク・ライフ・バランスを自らの意思で選択できる、男女共同参画の地域社会をつくっていくため、啓発等を通じて企業に子育ての応援や支援を広く求めるとともに、国や府の関係機関等を活用し、子育て中からのリカレント支援、就労支援に取り組みます。

| 施策 | 概要 |
|----------------------------|-------------------------------|
| | 国や府、関係機関と連携して、男女を問わず、育児休業制度など |
| 子育てしやすい職場環境 | の利用促進・子育てへの企業理解・協力についての普及啓発を推 |
| 丁月くしやすい戦場環境 づくりの促進 | 進します。また、国や府等による出産や子育てで離職した女性の |
| | 雇用や仕事と家庭の両立に関する支援策について、企業等に対し |
| | 情報提供を行い、活用を促進させます。 |
| リカレント・再就職に | 出産や子育て等により離職した人の再就職を支援するため、 |
| リカレント・舟帆順に 関する相談支援の実施 | ハローワークや府等が実施するリカレントや再就職に係る |
| 関する相談文族の美胞 | 相談支援・職業あっせん等の情報提供を行います。 |

リカレント(recurrent):回帰、還流、循環の意。リカレント教育として 1970 年代に経済協力開発機構(OECD)が提唱した生涯学習の制度的形態で、職業能力開発、自己実現などの目的により、社会から学習の場へ立ち戻って受ける教育をいう。慣用的には、その目的のため社会・家庭と学習の場を生涯にわたって往復することを大きくリカレントと捉える。

⑤ 「子どもの安全」の確保

○ 交通事故や犯罪、災害などから子どもを守ることはおとなの責務であり、「子どもの安全をつくる」「子どもが自らの身を守る力を育む」視点から、地域で一丸となった取り組みを進めます。

| 施策 | 概要 |
|--------------------|---|
| 交通安全·事故防止対策の 充実 | 警察やスクールヘルパーなどの地域のボランティアと協力・連携 した通学路等の安全確保や、交通安全施設の整備等の事故防止対 策を推進するとともに、子ども・保護者・関係者への情報提供や 意識啓発を行います。 |
| 地域防犯体制の強化 | 子どもを「安全管理しやすい環境に閉じ込める」のではなく 「地域の安全を地域で守る」ことを前提とし、地域防犯体制を強 化するとともに、地域や関係機関と連携し、子どもに対する防犯 指導を充実させます。 |
| 地域防災体制の強化 | 地域防災への意識を高めるための取り組みを実施するとともに、 乳幼児・妊産婦など要配慮者の避難行動への対応を進めます。 |

【施策体系一覧】

| 施泉体米一見」 | 施策領域 | 施策 |
|--|-----------------------------|--|
| | | ・ 子どもの声を聞くまちづくりの推進 |
| | ① 「子ども目線」の尊重 ② 「遊び・生活体験」の応援 | 子どもにやさしい施設整備の推進 いのちにふれる機会の充実 食育の充実 文化・芸術・科学等にふれる機会の拡充 体育・スポーツ活動の充実 図書館を中心とした子どもの読書活動の充実 子どもの遊び場の確保 |
| 「子ども」 を応援する施策 | ③ 「学び」の応援 | 就学前教育の充実 療育体系の充実 障がいのある児童生徒の学びの充実 障がいのある子どもの多様な交流活動の実施 総合的な学習や体験学習等の充実 「心の教育」の充実 教員の資質向上のための研修の充実 学校・家庭・地域の連携による教育の支援 |
| | ④ 「青少年」の健全育成 | ・ 青少年の居場所づくり・ 地域における青少年の活動の場づくり・ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援 |
| | ⑤ 「保健・衛生」の充実 | ・ 相談できる学校づくりの推進・ 子どもの年齢に応じた保健の充実・ 給食の安全管理の徹底 |
| | ① 「母子保健・医療」の確保 | ・ 切れ目のない母子保健サービスの充実・ 発達・発育相談の充実・ 「子ども医療」の充実 |
| 「子育て」 | ② 「保育サービス等」の充実 | 通常保育・延長保育等の実施 地域型保育事業の実施 一時預かりの拡充 休日・夜間保育の実施 産休明け保育への支援 病児・病後児保育の実施 子育て短期支援事業の実施 利用者支援事業の実施 |
| を応援する施策 | ③ 「保育所等」の環境向上 | 保育所施設・設備の計画的な維持管理・更新保育所運営の効率化の推進質の高い保育士の確保教育・保育の質の確保と向上の支援 |
| | ④ 「放課後児童」の応援 | ・ 放課後子供教室の拡充・ 放課後児童クラブの充実・ 障がいのある子どもの放課後支援の充実 |
| | ⑤ 「子育て費用等」の負担軽減 | 妊娠・出産等に要する経済負担の軽減医療・保育・教育等に要する経済負担の軽減ひとり親家庭等への支援障がいのある子どもとその家族への支援の充実 |
| | ① 「地域子育て支援」の充実 | 子ども・子育てへの住民理解の促進 「子どもセンター(仮称)」の整備と運営指針の策定 地域の子育て支援拠点の充実 子育て交流活動の促進 ファミリー・サポート・センター等の実施 地域共生型サービスによる子どもの保育・居場所づくり |
| 「 地域ぐるみ」 で子ども・子育て を応援する施策 | ② 「児童虐待等」への対応 | ・児童虐待・DV等についての意識啓発の充実・子育て訪問相談の実施・虐待等経験者の出産・育児不安の解消支援・児童虐待・DV等の対策ネットワークの強化・要配慮家庭の自立支援 |
| | ③ 「家庭・地域の子育て力」の向上 | 家庭・地域の教育力の向上子ども・子育てを見守る地域力づくり |
| | ④ 「仕事と子育て等の両立」への 支援 | ・ 子育てしやすい職場環境づくりの促進・ リカレント・再就職に関する相談支援の実施 |
| | ⑤ 「子どもの安全」の確保 | ・ 交通安全・事故防止対策の充実・ 地域防犯体制の強化・ 地域防災体制の強化 |

■教育・保育提供区域における事業実施計画

- 口幼児期の学校教育・保育
- 口地域子ども・子育て支援事業

事業実施計画における基本事項

(1)教育・保育提供区域の設定について

この計画では、教育・保育に係る主な事業について、その「ニーズ量」の見込みに対する「確保量」・「確保方策」を整理するため、「教育・保育提供区域」を設定します。

平成 26 年度現在、町内の教育・保育に関する主な施設は、保育所が5か所(全小学校区に1か所ずつ)、私立幼稚園が3か所、子育て支援センターが1か所となっています。本町の自治体規模と、これまで、教育・保育のニーズに対しては町内全域で柔軟に対応してきた経過を考慮し、町内全域の1区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

(2) 幼児期の学校教育・保育の認定区分について

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育を利用する子どもについて、以下の3つ の認定区分が設けられています。

〇1号認定子ども・・・ 3歳~5歳、幼児期の学校教育のみ

○2号認定子ども・・・ 3歳~5歳、保育の必要性あり

○3号認定子ども・・・ ①歳~2歳、保育の必要性あり

(3)施設型給付及び地域型保育給付について

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が給付対象として確認した特定教育・保育施設に対して、施設型給付を行います。また、市町村が認可し、給付対象として確認した特定地域型保育事業(※)に対して、地域型保育給付を行います。

※地域型保育事業・・・小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型のこと

(4)地域子ども・子育て支援事業について

地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握した上で、地域における子ども・子育て支援事業を実施します。

[本町の状況(平成25年度現在)]

| | | 施設数 | 定員数 | 利用者数 | 定員充足率 |
|-----------|------|------|-----|---------------|-------|
| | | (か所) | (人) | (人) | (%) |
| 認可保育所 | | 5 | 750 | 795 | 106.0 |
| | 事業所内 | 2 | 30 | 8 | 26.7 |
| 認可外保育施設 | その他 | 2 | 10 | 8 | 80.08 |
| | 計 | 4 | 40 | 16 | 40.0 |
| 幼稚園(すべて和 | 弘立) | 3 | 910 | 869 | 95.5 |
| 地域子育て支援拠点 | | 3 | | 6,903 (延べ) | |
| 放課後児童クラブ | | 11 | 530 | 514 | 97.0 |

[※] 認可保育所は平成25年4月1日現在

[※] 認可外保育施設は平成25年10月1日現在

[※] 幼稚園は平成25年12月1日現在(精華町住民以外も含む)

[※] 放課後児童クラブは平成25年4月1日現在

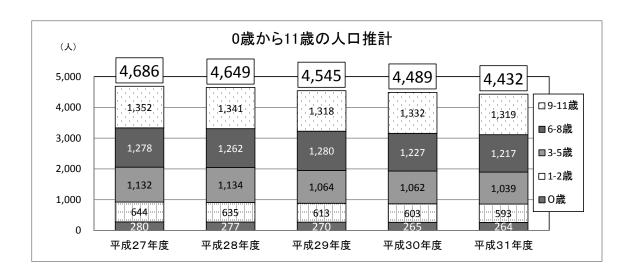
(5)計画期間における年齢別児童数

平成 27 年度の 0 歳~11 歳人口は 4,686 人と推計されており、0 歳~5 歳の未就学児が 2,056 人、6 歳~11 歳が 2,630 人となっています。計画期間中、緩やかに減少し、平成 31 年度には 254 人減の 4,432 人になると見込まれています。

(単位:人)

| 年齢 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0 歳 | 280 | 277 | 270 | 265 | 264 |
| 1 歳 | 309 | 307 | 292 | 288 | 284 |
| 2 歳 | 335 | 328 | 321 | 315 | 309 |
| 3 歳 | 343 | 360 | 338 | 336 | 331 |
| 4 歳 | 400 | 359 | 364 | 350 | 349 |
| 5 歳 | 389 | 415 | 362 | 376 | 359 |
| 6 歳 | 430 | 402 | 424 | 376 | 390 |
| 7 歳 | 412 | 440 | 411 | 433 | 385 |
| 8 歳 | 436 | 420 | 445 | 418 | 442 |
| 9 歳 | 449 | 442 | 422 | 454 | 429 |
| 10 歳 | 441 | 456 | 443 | 429 | 459 |
| 11 歳 | 462 | 443 | 453 | 449 | 431 |
| 合計 | 4,686 | 4,649 | 4,545 | 4,489 | 4,432 |

※ 精華町独自推計結果より



教育・保育提供区域における「ニーズ量の見込み」と「確保方策」

≪「ニーズ量の見込み」の算定に当たっての考え方≫

本町で実施した「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査(ニーズ調査)」に基づいて算出した値をニーズ量とする。なお、一部の事業は実績に基づいて算出している。

(1) 幼児期の学校教育・保育

| 年度 | | | 平成 27 年度 平成 28 年度 | | | 8年度_ | | | |
|------------------|------------------|-----|-------------------|------------|-------------|------|------------|------|------------|
| | 認定区分 | 1号 | 2号 | 3 0 歳 | 号 1~2 歳 | 1号 | 2号 | 0歳 | 号 1~2歳 |
| 1)= | | 535 | 522 | 53 | 262 | 536 | 521 | 56 | 259 |
| _ | 特定教育・保育施設 | 0 | 515 | 49 | 245 | 0 | 515 | 52 | 245 |
| ② 確 保 量 | 確認を受けない幼稚園 | 535 | 0 | 0 | 0 | 536 | 0 | 0 | 0 |
| 保量 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 4 | 5 | 0 | 0 | 4 | 5 |
| | 計 | 535 | 515 | 53 | 250 | 536 | 515 | 56 | 250 |
| | 2-1 | 0 | ▲ 7 | 0 | ▲ 12 | 0 | ▲ 6 | 0 | ▲ 9 |
| | 年度 | | 平成 2 | 9 年度 | | | 平成 3 | 0 年度 | |
| | 認定区分 | 1号 | 2号 | 3号 0歳 1~2歳 | | 1号 | 2号 | 0 歳 | 号 1~2歳 |
| 1)= | ニーズ量(必要利用定員総数・人) | 503 | 491 | 54 | 250 | 502 | 490 | 53 | 246 |
| | 特定教育・保育施設 | 0 | 491 | 50 | 245 | 0 | 490 | 49 | 241 |
| ② 確 保 量 | 確認を受けない幼稚園 | 503 | 0 | 0 | 0 | 502 | 0 | 0 | 0 |
| 保量 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 4 | 5 | 0 | 0 | 4 | 5 |
| | 計 | 503 | 491 | 54 | 250 | 502 | 490 | 53 | 246 |
| | 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 年度 | | 平成 3 | 1 年度 | | | | | |
| | 認定区分 | 1号 | 2号 | 0歳 | 号 1~2歳 | | | | |
| 1)= | 二一ズ量(必要利用定員総数・人) | 491 | 478 | 53 | 242 | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 0 | 478 | 49 | 237 | | | | |
| ② 確 保 量 | 確認を受けない幼稚園 | 491 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 保量 | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 4 | 5 | | | | |
| - | 計 | 491 | 478 | 53 | 242 | | | | |
| | 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

《確保方策》

- ◎ 1号認定
 - ・ 既存の私立幼稚園 3 園で確保
 - ・ 3 園とも平成 27 年度は新制度に移行しない予定であり、「確認を受けない幼稚園」の枠で計上
- ◎ 2号認定、3号認定
 - 既存の公立保育所 5 か所及び地域型保育事業で確保

事業実施計画

◎ 認定こども園について

• 計画策定時点において、認定こども園への移行または設置予定はないが、今後住民のニーズを正確に把握し、必要に応じて検討を行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業

| 事業概要 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の 子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じて相談・助言等を行 い、関係機関との連絡調整等を行う事業 | | | | | |
|-----------|--|----------|----------|----------|----------|--|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| ①ニーズ量(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| ②確保量(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 確保方策 | 子育て支援センターに利用者支援窓口を 1 か所設置し、実施する。 | | | | | |

② 時間外保育事業(延長保育)

| 事業概要 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 | | | | | |
|----------|---|---|----------|----------|--------|--|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 | |
| ①ニーズ量(人) | 406 | 404 | 384 | 381 | 374 | |
| ②確保量(人) | 406 | 404 | 384 | 381 | 374 | |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 確保方策 | 及び延長保育 | 平成 26 年度現在、認可保育所 5 か所すべてにおいて、早朝保育及び延長保育を実施している。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していく。 | | | | |

③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

| 事業概要 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業 の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の 場を与えて、その健全な育成を図る事業 | | | | |
|----------|--|----------|----------|---------------------------------|--------|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| ①ニーズ量(人) | 501 | 495 | 499 | 484 | 480 |
| ②確保量(人) | 501 | 495 | 499 | 484 | 480 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | | 是供体制は現場 | | 2 か所におい ⁻ ており、今後も | |

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

| 事業概要 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、 必要な保護を行う事業 | | | | |
|-----------|--|----------------------------|----------|----------|--------|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| ①ニーズ量(人日) | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| ②確保量(人日) | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | | 意現在、町内 <i>0</i> 体制は現状で研 | | | |

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

| 事業概要 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・助言等を行う事業 | | | | |
|----------|---|----------|----------|-------------------|--------|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| ①ニーズ量(人) | 280 | 277 | 270 | 265 | 264 |
| ②確保量(人) | 280 | 277 | 270 | 265 | 264 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | | る。提供体制は | | 家庭を対象と できており、き | |

⑥ 養育支援訪問事業等

| ② 发月又饭初问尹未守 | | | | | |
|--------------------|--|--------------------|----------|--------------------|----------|
| | | 詩に必要な家庭 功言等を行うで | | D居宅を訪問し 家庭の適切な諸 | |
| 事業概要 | 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の 機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係 機関)の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り 組みを実施する事業 | | | | |
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| ①ニーズ量(家庭) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ②確保量(家庭) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | 平成 26 年度現在、養育支援が必要な家庭に対する居宅訪問を実施している。また、要保護児童の支援状況等に係る進捗管理を行う実務者会議を定期的に開催するとともに、構成員の専門性強化を目的とした実務者研修を実施している。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していく。 | | | | |

事業実施計画

⑦ 地域子育て支援拠点事業

| 事業概要 | 乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ②本町における拠点 ・子育て支援センター ・つどいの広場"さんりんしゃ" | | | | | |
|------------|--|--------------------------------|----------|---------------------------------|--------|--|
| | ・子育て交流 | ・子育て交流広場"ひかりだい" (みんなの広場(出前型)含む | | | | |
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 | |
| ①ニーズ量 (人回) | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | |
| ②確保量(人回) | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 確保方策 | | 3。提供体制は | | ひろば型 2 7 できており、 5 | | |

⑧ 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

| 事業概要 幼稚園における在園児を対象として、教育標準時間の り保育を行う事業 | | | 前後に預か | | | |
|---|-------------------------|--|----------|----------|----------|--------|
| | 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| ①ニーズ | 1号認定による 利用(人日) | 2,699 | 2,704 | 2,537 | 2,532 | 2,474 |
| 量(人日) | 2号認定による 利用(人日) | 6,323 | 6,335 | 5,944 | 5,932 | 5,804 |
| | 計 | 9,022 | 9,039 | 8,481 | 8,464 | 8,278 |
| ②確保量 | 一時預かり事業 (在園児対象型)(人日) | 9,022 | 9,039 | 8,481 | 8,464 | 8,278 |
| 2-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ā | 確保方策 | 平成 26 年度現在、町内私立幼稚園 3 園で預かり保育を実施しいる。提供体制は現状で確保できていると考えられ、今後も引続き実施の方向。 | | | | |

⑨ 一時預かり事業 (その他)、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

| $\underline{\bullet}$ | 時頃がず来(しい | | C 应剂又1及于 | · | 71177 | <u>' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' </u> |
|-----------------------|------------------------------|---|----------|----------|----------|---|
| | 事業概要 | 【一時預かり事業(その他)】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 【子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 | | | | |
| | 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | ①ニーズ量(人日) | 8,780 | 8,726 | 8,327 | 8,244 | 8,105 |
| 2 | 一時預かり事業(人日) (在園児対象型を除く) | 7,800 | 8,726 | 8,327 | 8,244 | 8,105 |
| 確保 | 子育て短期支援事業(人日) (トワイライトステイ) | (O) | (O) | (O) | (O) | (O) |
| 量 | 計 | 7,800 | 8,726 | 8,327 | 8,244 | 8,105 |
| | 2-1 | ▲ 980 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | ▲980 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 【一時預かり事業(その他)】 平成 26 年度現在、保育所 2 か所で事業を実施している。利用ニーズの拡大に対応するため、28 年度から受入れ人数の増加等について検討していく。 【子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】 平成 26 年度現在、町内の児童養護施設 1 か所で事業を実施している。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施している。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していく。 ※近年の利用実績がないため、確保方策としては「0」としている。 | | | | |

⑩ 病児・病後児保育事業

| 事業概要 | 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業 | | | | | |
|-----------|---|--|-----|----------------------|-----|--|
| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 平成 31 年度 | | | | |
| ①ニーズ量(人日) | 780 | 777 | 739 | 733 | 720 | |
| ②確保量(人日) | 780 | 777 | 739 | 733 | 720 | |
| 2-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 確保方策 | | | | ≦ 1 か所で事績 0、今後も引き | | |

① 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業(未就学児・就学児))

| 事業概要 | | て、児童の預 | 学生等の児童 質かり等の援助 E希望する者と | かを受けること | こを希望する者 | 皆と当該援助 |
|--------------------|------|--------------|------------------------------|----------|----------|--------|
| 年 | 度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| | 未就学児 | 420 | 418 | 397 | 394 | 387 |
| ①ニーズ量 (人日) | 就学児 | 536 | 531 | 531 | 522 | 517 |
| ()(1) | 計 | 956 | 949 | 928 | 916 | 904 |
| @-/ / - | 未就学児 | 0 | 418 | 397 | 394 | 387 |
| ②確保量 (人日) | 就学児 | 0 | 531 | 531 | 522 | 517 |
| ()(1) | 計 | 0 | 949 | 928 | 916 | 904 |
| 2-1 | | ▲ 956 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | | 利用ニーズに | 対応し、28 | 年度からの実 | 施を検討する。 | 0 |

② 妊婦に対して健康診査を実施する事業

| 事業概 | 要 | 対する健康語 | 管理の充実及で 诊査として、で するとともに、 動する事業 | 健康状態の排 | B握、②検査記 | †測、③保健 |
|---------------------------------------|------|--|--|----------|----------|--------|
| 年度 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成31年度 |
| ①ニーズ量 | (人) | 422 | 417 | 407 | 399 | 398 |
| ───────────────────────────────────── | (人回) | 3,122 | 3,085 | 3,011 | 2,952 | 2,945 |
| ②74/日星 | (人) | 422 | 417 | 407 | 399 | 398 |
| ②確保量 | (人回) | 3,122 | 3,085 | 3,011 | 2,952 | 2,945 |
| 2-0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方 | 策 | 平成 26 年度現在、国が示す妊婦健診の実施に関する「望ましい基準」を満たして実施している。提供体制は現状で確保できており、 今後も引き続き実施していく。 | | | | |

計画を進めるために

この計画は、精華町全体で子どもと子育てを応援するものであり、計画したそれぞれの 内容を適切かつ確実に進めていくためには、以下の点が重要となります。

■ 子育てを"他人事"にしない

住民には、夫婦間・親同士・地域住民同士などの関係において、互いに手を差し伸べあい、子どもと子育てについてもう一歩を進めた"心がけ"が望まれます。

- 家庭や地域における子どもを養育・監護する機能の低下が叫ばれているなか、私たちは再び、あるいは新しい形で、その機能を回復していかなくてはなりません。
- 〇 そのためこの計画には、すべてのおとなが子どもの人格と権利を尊重することを前提とし、"子どもと子育ての孤立"を生まない地域社会を形づくっていくための諸施策を盛り込んでいます。

■ 男女がともに取り組む

精華町には、男女共同参画社会を支えるための保育サービスなどの充実、また、国際的な文化・学術・産業の集積を踏まえた先進的な取り組み展開を図ることが望まれます。

企業には、育児・介護休業制度の定着や労働時間の短縮・弾力化など、子育てをし やすい職場づくりをしていくことが求められます。

○ 私たちが実際に就労と子育てを両立させることは、なかなかハードルが高いのが現実ですが、そのハードルを少しでも低くしていくための努力、子育てと仕事の双方に対していっそうの男女共同参画を進めていく努力を欠かすことはできません。

■ 計画の進行を管理する

計画には、施策の目標とその達成を評価するための指標を設定しており、これを地域で共有することで、計画の確実な推進、また、次期計画策定の基礎としていきます。

- 教育・保育提供区域における事業実施計画では、子ども・子育て家庭等を対象とする各事業のニーズ量の見込みを設定し、これらを適切に確保していくための方策を整備することで、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を図っていくこととします。
- この計画は、精華町子ども・子育て会議による実施状況の調査・審議等を通じ、継続的に 点検・評価・見直しを行っていくこととします。



精華町放課後子ども総合プランに係る行動計画

1. 放課後子ども総合プランについて

平成 26 年 7 月、すべての小学生児童の安心・安全な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の推進を目指し、文部科学省及び厚生労働省が「放課後子ども総合プラン」を策定しました。具体的には、平成 31 年度末までに、全国すべての小学校区(2万か所)において、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型として実施することを目標としています。また、各市町村は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針により、上記目標達成に向けた計画を策定することとなっています。

※一体型・・・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。

※連携型・・・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加するもの。

2. 本町における実施状況 (平成26年度時点)

(1) 放課後児童クラブ

• 11 か所設置(うち公営9か所(小学校内)、民営2か所(小学校外))しており、町内すべての小学校区で実施。

(2) 放課後子供教室

• 精華まなび体験教室を各小学校区に設置し、月に1回、地域の方々の協力を得て、小学校施設を活用した文化活動やスポーツ活動等を実施。町内5小学校区のうち、3小学校区で実施。

3. 本町の行動計画 (平成31年度に達成されるべき目標事業量)

(1) 放課後児童クラブ

平成26年度時点、町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していく。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

• 平成31年度までに、すべての小学校区において一体型または連携型での実施を目指す。

(3) 放課後子供教室

• 平成31年度までに、すべての小学校区において定期開催できるよう、計画的な整備を推進する。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

• 放課後児童クラブの支援員と精華まなび体験教室(放課後子供教室)のコーディネーター等が連携し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場を設ける。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- 運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について協議を行い、利用計画を検討する。
- 精華まなび体験教室(放課後子供教室)実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書館等の 一時利用を促進する。

(6)放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に 関する方策

• 総合教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について検討する。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

平成26年度時点、町内すべての小学校区で平日午後7時までの利用時間延長を行っており、 今後も引き続き実施していく。

資料編

精華町の子ども・子育てを取り巻く概況 この計画の策定経緯

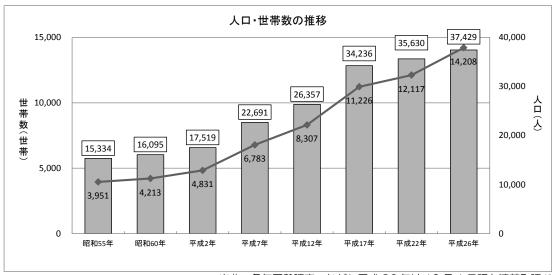


精華町の子ども・子育てを取り巻く概況

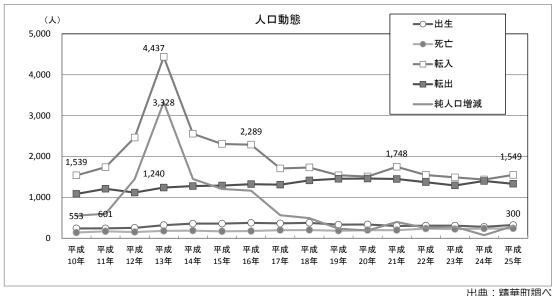
(1)統計等の諸指標にみる概況

① 人口・世帯の動向

平成 26 年は人口が約3.7万人、約14,000世帯となっています。学研都市開発の進展 に伴う転入によって、人口・世帯数が一時的に急増しましたが、近年、その伸びは安定して います。

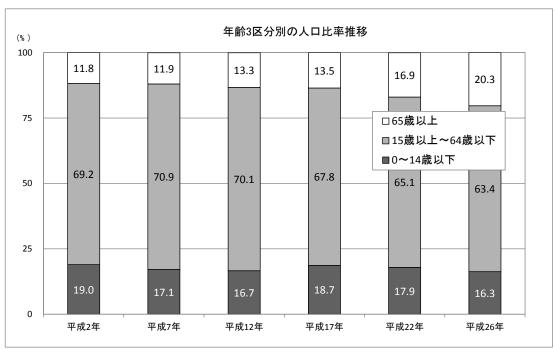


出典:各年国勢調査、ただし平成26年は10月1日現在精華町調べ



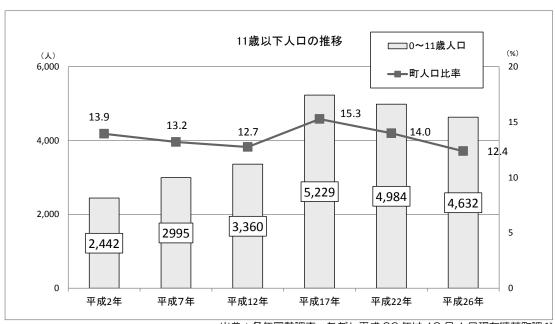
出典:精華町調べ

年少人口比率の低下は比較的緩やかですが、高齢化は着実に進んでいます。



出典:各年国勢調査、ただし平成26年は10月1日現在精華町調べ

11 歳以下人口は、平成 17 年の 5,229 人をピークに減少しており、平成 26 年は 4,632 人となっています。



出典:各年国勢調査、ただし平成 26 年は 10 月 1 日現在精華町調べ

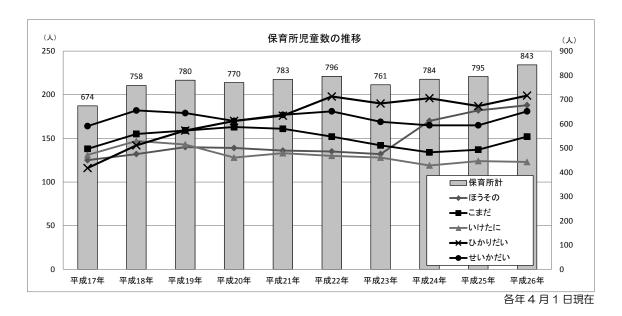
精華町には5つの保育所があります。各保育所の概要は以下の通りとなっています。

■保育所施設の概要

| 保育所 | 敷地面積 (㎡) | 建物面積 (㎡) | 建物構造 | 園庭面積 (㎡) | 定員 (人) | 建物履歴 |
|-------|-------------|-------------|----------------------|-------------|--------------|---|
| ほうその | 5,627.00 | 1,657.53 | 鉄筋コン クリート 2 階建 | 1,333.09 | 170 (150) | S46.5 開所、S63 大規模改修、H8,H14 增築、H23.8 新築移転・開所 |
| こまだ | 3,806.68 | 1,512.59 | 鉄骨造 2階建 | 1,107.00 | 170 (150) | S50.4 開所、S63 大規模改修、H14 建替 |
| いけたに | 4,100.00 | 906.16 | 鉄筋コン クリート 平屋 | 1,172.84 | 150 (150) | H3.6 開所 |
| ひかりだい | 2,341.84 | 1,514.64 | 鉄筋コン クリート 2 階建 | 1,113.00 | 170 (150) | H12.4 開所、幼稚園併設(庭園面積は共有) |
| せいかだい | 3,009.20 | 1,640.13 | 鉄骨造 2階建 | 928.41 | 170 (150) | H17.4 開所 |

※平成27年度から定員を見直し。() 内は平成26年度までの定員

開発の進捗に伴って保育児童数が増加したことから、平成 17年にせいかだい保育所を開所し、平成 23年にほうその保育所を新築移転・開所しました。平成 26年の保育所児童数は 843人となっています。



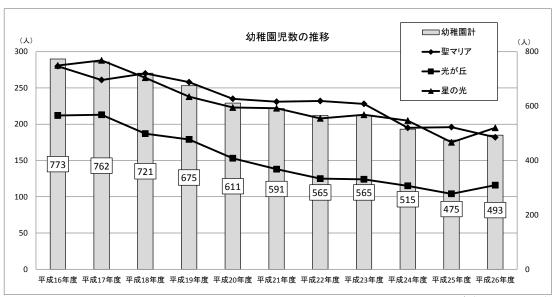
■保育所別の各歳別保育児童数(人)

| | 定員 | 〇歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| ほうその | 150 | 18 | 25 | 36 | 31 | 39 | 44 | 193 |
| こまだ | 150 | 9 | 26 | 21 | 36 | 32 | 38 | 162 |
| いけたに | 150 | 9 | 15 | 22 | 24 | 27 | 33 | 130 |
| ひかりだい | 150 | 11 | 27 | 34 | 41 | 42 | 44 | 199 |
| せいかだい | 150 | 12 | 20 | 30 | 51 | 38 | 35 | 186 |

平成 26年 10月 1日現在

③ 就学前教育

精華町には、私立幼稚園が3園あり、それぞれ特色のある教育方針のもとで、就学前教育が実施されています。各園の園児数の推移は以下の通りとなっています。



各年5月1日現在

■幼稚園別の園児数(人)

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 聖マリア | 280 | 261 | 270 | 258 | 235 | 231 | 232 | 228 | 195 | 196 | 182 |
| 光が丘 | 212 | 213 | 187 | 179 | 153 | 138 | 125 | 124 | 115 | 104 | 116 |
| 星の光 | 281 | 288 | 264 | 238 | 223 | 222 | 208 | 213 | 205 | 175 | 195 |
| 幼稚園計 | 773 | 762 | 721 | 675 | 611 | 591 | 565 | 565 | 515 | 475 | 493 |

各年5月1日現在(町外園児除く)

④ 放課後児童クラブ

すべての小学校区に放課後児童クラブを開設しており、保護者が昼間家庭にいない小学生児童が利用しています。全学年を対象として、平時は下校時から 18 時まで、学校長期休業中は8 時~18 時まで開所しています。また、一部の公営放課後児童クラブ及び民営放課後児童クラブにおいて、月曜日~金曜日は19 時までの延長利用を実施しています。

■放課後児童クラブの利用児童数

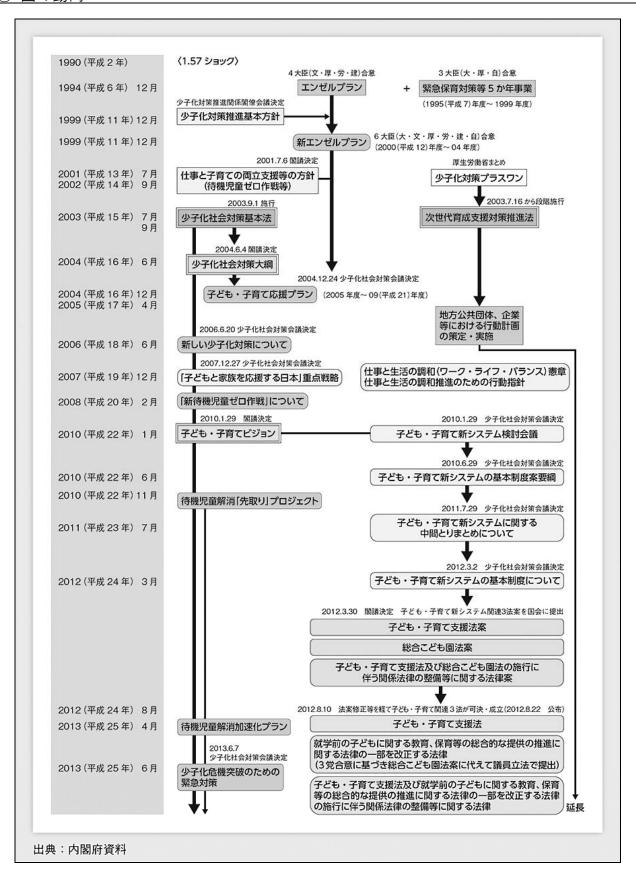
(人)

| | 名称 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|
| | 精北第1・第2 放課後児童クラブ | 47 | 58 | 70 | 58 | 71 | 75 | 68 | 85 | 79 | 79 | 87 |
| | 川西放課後 児童クラブ | 34 | 42 | 64 | 60 | 71 | 68 | 52 | 51 | 63 | 75 | 74 |
| 公 | 山田荘第1・第2 放課後児童クラブ | 58 | 66 | 84 | 95 | 83 | 85 | 85 | 77 | 86 | 98 | 101 |
| 営 | 東光第1・第2 放課後児童クラブ | 75 | 99 | 109 | 115 | 121 | 116 | 67 | 67 | 59 | 59 | 64 |
| | 精華台第1・第2 放課後児童クラブ | 80 | 105 | 130 | 139 | 132 | 138 | 117 | 96 | 77 | 70 | 71 |
| | 小計 | 294 | 370 | 457 | 467 | 478 | 482 | 389 | 376 | 364 | 381 | 397 |
| 民 | ひかりだい放課後 児童クラブ | | | | | | | 18 | 36 | 45 | 63 | 61 |
| | かしのき放課後 児童クラブ | | | 1 | | | | 38 | 52 | 67 | 70 | 75 |
| 営 | 小計 | _ | _ | | _ | _ | _ | 56 | 88 | 112 | 133 | 136 |
| | 合 計 | 294 | 370 | 457 | 467 | 478 | 482 | 445 | 464 | 476 | 514 | 533 |

各年4月1日現在

(2) 社会動向と精華町の取り組み

① 国の動向



| 時期 | 取り組み | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 平成 10 年度 | 「精華町保育所づくりの構想」策定 | | | | |
| 平成 12 年度 | 「人権教育のための国連 10 年精華町行動計画」策定 | | | | |
| 平成 13 年度 | 「精華町障害者基本計画」策定 | | | | |
| 十八 10 千尺 | 精華町子育て実態調査 | | | | |
| 平成 14 年度 | 「精華町第4次総合計画」策定 | | | | |
| 平成 15 年度 | 「精華町児童育成計画」策定 | | | | |
| 平成 16 年度 | 次世代育成支援に関するニーズ調査 | | | | |
| 平成 10 平反 | 「精華町児童育成計画・次世代育成支援行動計画(前期計画)」策定 | | | | |
| 平成 17 年度 | 「精華町男女共同参画計画」策定 | | | | |
| 十八十八十八 | 「精華町人権教育・啓発推進計画」策定 | | | | |
| 平成 18 年度 | 「精華町子どもの読書活動推進計画」策定 | | | | |
| 十八 10 千尺 | 「精華町障害者基本計画(改訂)・精華町障害福祉計画」策定 | | | | |
| 平成 19 年度 | 「精華町第2次保育所づくり構想 ~精華町保育所づくり指針~」策定 | | | | |
| 十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八 | 「精華町健康増進計画」策定 | | | | |
| | 精華町次世代育成支援に関するアンケート調査・新待機児童ゼロ作戦に 基づく保育等のニーズ調査 | | | | |
| 平成 20 年度 | 「精華町立ほうその保育所建設基本計画」策定 | | | | |
| | 「第2期精華町障害福祉計画」策定 | | | | |

| 時期 | 取り組み | | | | |
|----------|---------------------------------|--|--|--|--|
| | 「精華町児童育成計画・次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定 | | | | |
| 平成 21 年度 | 「精華町地域福祉計画」策定 | | | | |
| | 「精華町食育推進基本方針」策定 | | | | |
| 平成23年度 | 「精華町第2次障害者基本計画・第3期精華町障害福祉計画」策定 | | | | |
| | 「精華町第5次総合計画」策定 | | | | |
| 平成 24年度 | 「第2期精華町健康増進計画」策定 | | | | |
| | 「第2次精華町食育推進基本方針」策定 | | | | |
| 平成 25年度 | 精華町 子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査 | | | | |
| 平成 20 平反 | 「第2次精華町地域福祉計画」策定 | | | | |
| | 「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」策定 | | | | |
| 平成 26年度 | 「第4期精華町障害福祉計画」策定 | | | | |
| | 「精華町第2次男女共同参画計画」策定 | | | | |

この計画の策定経緯

(1)策定の経緯

| 年 | 月 | 取り組み | | | | | |
|---------|----|---|--|--|--|--|--|
| TI # 05 | 10 | 精華町 子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査 | | | | | |
| 平成 25 | 12 | 平成 25 年度 第 1 回精華町子ども・子育て会議 ・「精華町子ども・子育て会議の設置について・委員委嘱」等 | | | | | |
| | 1 | 町内教育・保育施設、関係者等へのヒアリング調査 | | | | | |
| | 2 | 平成 25 年度 第2回精華町子ども・子育て会議 ・ 「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査結果等の報告について」等 | | | | | |
| | 3 | 町内育児サークルへのヒアリング調査 | | | | | |
| 平成 26 | 4 | 平成 26 年度 第 1 回精華町子ども・子育て会議 ・ 「精華町子ども・子育て支援事業計画に係る内容検討について」等 画の課題、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 「量の見込み」等) | | | | | |
| 十成之〇 | 5 | 平成 26 年度 第2回精華町子ども・子育て会議 ・ 「子ども・子育て支援新制度に係る各種基準等の検討について」等 | | | | | |
| | 7 | 平成 26 年度 第3回精華町子ども・子育て会議 ・ 「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画 素案の検討について」等 | | | | | |
| | 10 | 平成 26 年度 第 4 回精華町子ども・子育て会議 ・ 「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画 素案の検討について」 ・ 「公立保育所の定員の見直しについて」等 | | | | | |
| | 12 | パブリック・コメントの募集(募集期間:12月5日から1月5日) | | | | | |
| 平成 27 | 1 | 平成 26 年度 第5回精華町子ども・子育て会議 ・ 「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」案に係る 住民意見募集の結果について(報告)」 ・ 「利用者負担額について(報告)」等 | | | | | |
| 平成 27 | 2 | 平成 26 年度 第6 回精華町子ども・子育て会議 ・ 「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画の策定について」 ・ 「地域型保育事業の認可について」等 | | | | | |

(2)精華町子ども・子育て会議

■設置条例

精華町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日 条 例 第 3 5 号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 の規定に基づき、精華町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (組織)
- 第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者
- (4) 町民から公募する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選でこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉環境部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。 (招集の特例)
- 2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

■委員名簿

| ■委員名簿 分野 | 盉 | ————————————————————————————————————— | 所属 |
|--------------------|----------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| | 平成 25 年度 | 9 41 | 17/ /r.bg |
| 学識経験者 | ○ 西 / | 満 | 社会福祉法人盛和福祉会 |
| | 平成 26 年度 | | (児童養護施設 京都大和の家 施設長) |
| | | 图 一 男 | |
| 関係行政機関 | 平成 25 年度 | | |
| | 藤 | 善 美貴子 | |
| | 平成 26 年度 | | 京都府山城南保健所 福祉室長 |
| | 貴 | 志 彰 | |
| | 木原 | . 國 夫 | 精華町教育委員会 教育部長 |
| 児童福祉、 教育等に関係 | 石 | 奇 照 代 | 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 副会長 |
| する団体 | 飯日 | 日 智香子 | 精華町民生児童委員協議会 主任児童委員 |
| | 桑原 | 東 勲 | 一般社団法人相楽医師会精華班 (くわはらこどもクリニック 院長) |
| | 石 | 井 好 昭 | 精華町小中学校校長会(精華台小学校 校長) |
| | ◎ 谷 □ | 口 偉 | 精華町内幼稚園(光が丘幼稚園 園長) |
| | ※平成 | 25 年度 〇 | |
| | Щ | 日奈子 | 精華町内保育所(せいかだい保育所 園長) |
| | 田 日 | 中 智 美 | 精華町子育て地域パートナー連絡協議会 会長 |
| | 地 🗓 | 臣 明 広 | 特定非営利活動法人そら 理事長 |
| | 平成 25 年度 | | |
| | 木戸 | □ 加奈子 | |
| | 平成 26 年度 | | 精華町PTA連絡協議会 会長 |
| | 河 | 予 雅 彦 | |
| | 表 | 五月 | 精華町支援学校生親の会 |
| 町民代表 | 佐 | 多有岐 | 町民公募 |
| | 吉力 | ‡ 美奈子 | 町民公募 |

◎委員長 ○副委員長

子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ子育て、すくすく精華

【精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画】

発 行 :精華町

編 集 :健康福祉環境部子育て支援課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70

TEL:0774-95-1917 FAX:0774-95-3974

E-Mail: kodomo@town.seika.kyoto.jp

発行年月: 平成 27年3月



